

## 公的研究費の使用に関する行動規範

この行動規範は、公的研究費(注)を使用する上で、株式会社巴商会(以下「当会社」という。)の公的研究費の運営・管理・使用に関わる従業員(以下「従業員等」という。)としての取組みの指針を明らかにするものである。

1. 従業員等は、公的研究費が当会社の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 従業員等は、公的研究費の使用等に当たっては、法令や当会社が定める規程等、ならびに事務処理ルールを遵守しなければならない。
3. 従業員等は、公的研究費は国民の税金その他多方面からの支援によるものであることを認識し、適正かつ効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用・目的外使用期間外使用など不正な使用は行わない。
4. 従業員等は、公的研究費を計画的かつ適正に使用することに努めなければならない。  
また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
5. 従業員等は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 従業員等は、公的研究費の不正使用が当会社におけるすべての研究に深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める公的研究費不正防止計画をふまえて行動する。

注)公的研究費とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定)」で示されている研究費のうち、当会社において研究活動に使用した全ての資金をいう。